

2026（令和8）年度

# 保育利用のしおり



名張市公認キャラクター  
なばりん

申込みをされる方は、このしおりをよくご覧になって手続きをしてください。

申込み方法、利用調整基準、保育料は公立保育所・私立保育園・私立認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業とも共通です。

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 福祉子ども部 保育幼稚園室

TEL <0595> 63-7919

【URL】 <https://www.city.nabari.lg.jp/>

名張市ホームページ→子育て・教育→保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育→保育の利用申込み



名張市



# もくじ

1. 保育施設等の利用	1ページ
2. 認定申請と保育利用の申込み	2ページ
3. 認定区分・利用できる施設等	7ページ
4. 利用調整	10ページ
5. 保育時間	13ページ
6. 保育料等	14ページ
7. 給食・入所後の利用	18ページ
8. 広域利用	18ページ
9. よくある質問	19ページ
10. 申込書記入例・記入上の注意	20ページ

名張市公式LINE

## 2026年度(令和8年度)におけるクラス年齢



クラス (実施年齢)	生 年 月 日
0歳児	2025(令和7)年 4月 2日 以降(満6か月から利用可能)
1歳児	2024(令和6)年 4月 2日～2025(令和7)年 4月 1日
2歳児	2023(令和5)年 4月 2日～2024(令和6)年 4月 1日
3歳児	2022(令和4)年 4月 2日～2023(令和5)年 4月 1日
4歳児	2021(令和3)年 4月 2日～2022(令和4)年 4月 1日
5歳児	2020(令和2)年 4月 2日～2021(令和3)年 4月 1日

# 1 保育施設等の利用



## ① 保育を利用できる方

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用するためには、教育・保育の必要性に応じて、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

このしおりでは、そのうち保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業（以下、「保育施設等」といいます。）の利用の案内をしています。

保育施設等を利用できるのは、原則、名張市にお住まいで住民登録があり、保護者が就労や疾病等の保育を必要とする事由により子どもを家庭で保育することが困難である場合で、概ね2か月以上の利用が見込まれる方です。

## ② 保育を必要とする事由

保育施設等を利用するためには、保護者等全員(※1)が「保育を必要とする事由」（下表参照）のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。

(※1)父、母および同居の祖父母、曾祖父母（65歳未満）

保育を必要とする事由		保護者の状況	認定できる期間
1	就労	保護者の就労(収入を得ることを目的とするものに限る) ※1か月に48時間以上の労働に従事	最長、就学前まで
2	妊娠・出産	母親の出産前後	出産予定日4か月前から出産後6か月の月末まで
3	疾病・障がい	保護者が疾病、負傷または障がいがある	診断書に記載されている治療(見込み)期間の月末または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
4	介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその介護・看護にあたっている ※1か月に48時間以上の介護・看護に従事	診断書に記載されている治療(見込み)期間の月末または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧にあたっている	災害復旧まで
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている	最長90日間
7	就学	学校教育法に定める学校等、または公共職業能力開発施設等に通学している ※1か月に48時間以上の就学	学校等に通っている期間
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要な期間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合			市長が認める期間

- ・上記の事由によって認定された後、その事由に該当しなくなった場合は、保育の認定が取り消され、保育施設等が利用できなくなります。
- ・保育の認定には認定期間があり、認定期間の満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、期間満了までに認定変更等の手続きをしていただく必要があります。

## 2 認定申請と保育利用の申込み



### 4月1日入所の方【1次受付】

#### ■ 申請書の配付

- ・令和7年9月16日（火）から令和7年10月10日（金）  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・各保育施設等、市役所保育幼稚園室（1階②番窓口）で配付

#### ■ 受付期間・受付場所

- ・令和7年9月26日（金）から10月10日（金）  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・第1希望の保育施設等へ提出（郵送不可）

#### ■ 申請できる方

- ・令和2年4月2日から令和7年10月1日までに生まれており、保護者・児童ともに当市に住民登録がある方。
- ・申請時点で当市に住民登録がなくても申込みはできますが、転入するまでは仮認定になります。
- ・転入手続き後、必ず市役所保育幼稚園室へお越しくください。利用が決定した場合でも、令和8年3月31日時点で当市に住民登録の確認ができない場合は、決定取消しとなります。

#### ■ 面接

- ・11月から12月に面接を予定しています。実施する方には郵送で通知をしますので、お子さまと一緒にご参加ください。

#### ■ 申請内容の変更・書類の再提出期間

- ・令和7年12月19日（金）午後4時30分まで
- ・上記期間までは、申請内容の変更や書類の再提出をすることができ、利用調整に反映します。
- ・利用調整に反映はできませんが、上記期間後の希望施設及び入所日以外の変更は、令和8年3月13日（金）午後4時30分まで受付可能です。

#### ■ 注意事項

- ・受付期間内に必要な書類を提出されない場合は一番低い調整点になります。
- ・受付期間内に就労証明書等の提出が間に合わない場合は、必ず就労確約書を提出し、上記再提出期間までに差替えの書類を市役所保育幼稚園室へ再提出してください。また、入所までの間に申請内容に変更があった場合は、速やかに証明書等を再提出してください。
- ・記載内容と事実が異なる場合には保育利用の決定が取消しとなる場合がありますのでご注意ください。
- ・いかなる場合であっても、1次受付期間後の申込みは一切受けません。  
2次受付において申込みをしていただくこととなります。

## 育休明け入所(予約)の方（復職日が10月1日までのとき）[1次受付]

### ■ 申請書の配付

- ・令和7年9月16日（火）から令和7年10月10日（金）  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・各保育施設等、市役所保育幼稚園室（1階⑫番窓口）で配付

### ■ 受付期間・受付場所

- ・令和7年9月26日（金）から10月10日（金）  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・第1希望の保育施設等へ提出（郵送不可）

### ■ 申請できる方

- ・出産後に育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、復職日が令和8年4月16日から同年10月1日で同じ職場に復職する方のうち、育児休業給付金（または育児休業手当金）の支給がある方。（年子のきょうだいの場合などで給付金の支給がない方でも育休明けの予約ができる場合がありますのでご相談ください。）
  - ・保育利用開始日にお子さまが満6か月以上であり、保護者・児童ともに当市に住民登録がある方。
  - ・申請時点で当市に住民登録がない方、またはすでに復職されている方は育休明け予約はできません。
  - ・申請時に出生前でも申込みができます。出生後に児童の名前、生年月日をご連絡ください。
- ※復職日が令和8年4月2日～15日の場合、入所日は4月1日となりますので、2ページの「4月1日入所の方（1次受付）」で申請してください。
- ※復職日が令和8年10月2日以降の方は、4ページ下段の案内に沿って申請してください。

### ■ 入所日

- ・復職日が1日のおきの入所日は、前月の15日です。ただし、4月1日復職の方の入所日は4/1です。
  - ・復職日が2日～15日のおきの入所日は、当月の1日です。
  - ・復職日が16日～月末日のおきの入所日は、当月の15日です。
- ※最終の入所日は9月15日です。（10月1日復職の方。）

### ■ 面接

- ・11月から12月に面接を予定しています。実施する方には郵送で通知をします。出産間近や出産直後の方はご相談ください。
- ・お子さまが満6か月未満の場合は、保護者のみの面接になります。
- ・利用開始予定日の約1か月前に、お子さまの様子の確認等のため再度面接を行います。その際に、復職日確認のため再度、就労証明書の提出が必要な場合があります。

### ■ 入所希望日の変更・書類の再提出期間

- ・令和7年12月19日（金） 午後4時30分まで
- ・上記期間までは、申請内容の変更や書類の再提出をすることができ、利用調整にも反映します。
- ・上記期間以降は、誕生日と出産予定日の関係で入所日を変更せざるを得ない場合のみ可能です。
- ・入所日の変更がない復職日の変更は、入所前の面接まで可能です。

### ■ 注意事項

- ・受付期間内に必要な書類を提出されない場合は一番低い調整点になります。
- ・受付期間内に就労証明書等の提出が間に合わない場合は、必ず就労確約書を提出し、上記再提出期間までに差替えの書類を市役所保育幼稚園室へ再提出してください。また、入所までの間に申請内容に変更があった場合は、速やかに証明書等を再提出してください。
- ・記載内容と事実が異なる場合には保育利用の決定が取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

## 4月1日入所の方、育休明け入所(予約)の方(復職日が10/1までのとき) [2次受付]

### ■ 申請書の配付

- ・令和7年10月14日(火)から随時  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)で配付

### ■ 受付期間・受付場所

- ・令和8年1月5日(月)から1月16日(金)  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)へ提出(郵送不可)
- ・1次受付分の利用調整後、定員に余裕がある施設での利用調整となります。
- ・面接は随時行います。

## 年度途中入所の方(5月1日以降の入所)、育休明け入所の方(復職日が10/2以降)

### ■ 申請書の配付

- ・令和8年3月2日(月)から随時  
土日祝除く 午前9時～午後4時30分
- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)で配付

### ■ 申請できる方

- ・保育利用開始日にお子さまが満6か月以上であり、保護者・児童ともに当市に住民登録がある方。
- ・申請時点で当市に住民登録がなくても申込みはできますが、転入するまでは仮認定になります。
- ・転入手続き後、必ず市役所保育幼稚園室へお越してください。利用が決定した場合でも、利用開始の前日までに当市に住民登録の確認ができない場合は、決定取消しとなります。

### ■ 受付期間・受付場所

入所希望月	受付期間	受付時間	調整結果・面接
5月	令和8年3月13日(金)～3月31日(火)	土日祝除く 午前9時～ 午後4時30分	入所希望月の 前月10日頃
6月	令和8年4月15日(水)～4月30日(木)		
7月	令和8年5月15日(金)～5月29日(金)		
8月	令和8年6月15日(月)～6月30日(火)		
9月	令和8年7月15日(水)～7月31日(金)		
10月	令和8年8月14日(金)～8月31日(月)		
11月	令和8年9月15日(火)～9月30日(水)		
12月	令和8年10月15日(木)～10月30日(金)		
1月・2月・3月	令和8年11月13日(金)～11月30日(月)		12月10日頃

- ・市役所保育幼稚園室(1階⑫番窓口)へ提出(郵送不可)
- ・保育施設等の定員に余裕のある施設での利用調整となります。調整結果は、入所できる人のみ電話で連絡します。
- ・利用調整の結果、入所できなかった場合は、入所保留通知を発行します。
- ・取下げをしない限り、令和9年3月入所分までは自動的に毎月利用調整を行いますので、年度内は再度申込みをしていただく必要はありません。
- ・年度内に案内ができない場合もありますので、次年度入所申込みが開始された時点で入所が決まっていな方は、令和9年度4月1日からの申込みも必ずしておいてください。

### ■ 入所日

- ・毎月1日です。ただし、育休明け入所の方は復職日に応じて1日または15日です。

## ① 保育利用の申込みに必要な書類

書類名	注意事項
1. 申込書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童一人につき1枚必要です。</li> <li>・20～22ページの申込書記入例と記入上の注意を読んで記入してください。</li> </ul>
2. 家庭状況届書 兼 利用調整調査票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居している18歳以上の方(令和8年4月1日現在)の状況について記入してください。</li> <li>※世帯分離している場合でも同居とみなしますので記入してください。</li> </ul>
3. 保育を必要とする事由を証明する書類  	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父、母、同居の祖父母、曾祖父母(65歳未満)、それぞれ必要です。</li> <li>・書類は保育を必要とする事由によって異なりますので、事由を確認の上、必要に応じた用紙を市役所保育幼稚園室か保育施設でもらってください。(ダウンロード可。名張市ホームページ<a href="https://onl.la/UVJdcYT">https://onl.la/UVJdcYT</a>)</li> <li>・記入例をホームページに掲載しています。</li> <li>・証明書等の内容について、事業所等に訪問・電話等で確認させていただく場合があります。証明内容に虚偽があった場合は、保育利用の決定が取消しになる場合や、保育利用開始後であっても認定を取消すことがあります。(認定が取消されると保育の利用ができません。)</li> <li>・就労証明書等の書類を偽造・変造した場合、犯罪となる可能性があります。</li> </ul>
4. 個人番号確認票 (マイナンバー提出用紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父、母、児童それぞれ必要です。</li> <li>(保護者の前年合計収入が103万円未満の場合等、保護者のみで生計を維持していないと判断される場合には、同居の祖父母等を家計の主宰者としますので、家計の主宰者の分も必要です。)</li> <li>・申請書の提出者(持参者)の本人確認書類の写しとともに、所定の封筒に入れ、必ず封をして提出してください。なお、個人番号の通知書は証明にはなりませんのでご注意ください。</li> </ul>
5. 家庭票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面に、0・1歳児と2・3・4・5歳児に記入欄が分かれているところがありますので、該当部分にご記入ください。</li> </ul>
6. 申込に関する確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認書に記載の各事項をよく読み、ご確認の上すべてにチェック<input checked="" type="checkbox"/>を付け署名をしてください。(該当しない項目についてもチェック<input checked="" type="checkbox"/>をつけてください。)</li> </ul>

## ② 保育を必要とする事由を証明する書類

保育を必要とする事由		必要書類	注意事項	
就労	会社などに勤務している場合(内定を含む)	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本		
	保護者本人または親族が代表を務める株式・合同会社等に勤務の場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本 <input type="checkbox"/> 保護者の源泉徴収票の写し	源泉徴収票がない場合は、給与支払明細書(直近3か月分)、会社代表者の就労証明書及び法人事業概況説明書の表・裏の写し	
	自営業・農業	①事業主が保護者の場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本 <input type="checkbox"/> 保護者の直近の確定申告書の写し <input type="checkbox"/> タイムスケジュール(農業の方)	確定申告書の写しがない場合は、開業届、または営業許可証等に加え、事業の収支が分かる明細書等(直近3か月分)
		②事業主が親族の場合	<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本 <input type="checkbox"/> 保護者の源泉徴収票・直近の確定申告書の写し・市民税申告書の写しのうちいずれか1つ(専従者の場合は事業主の確定申告書の写しでも可) <input type="checkbox"/> タイムスケジュール(農業の方)	源泉徴収票等がない場合は、事業主の就労証明書及び直近の確定申告書の写しに加え、保護者の給与支払明細書(直近3か月分)を年2回提出
	内職(内定を含む) ※3歳児以上のクラスに在籍の場合のみ		<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本 <input type="checkbox"/> 直近3か月分の発注票・請求書・明細書等収入のわかるものの写し <input type="checkbox"/> タイムスケジュール	内職業者からの証明が必要 ※保育短時間利用のみ
	育児休業明けの場合		<input type="checkbox"/> 就労証明書の原本 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙・出生証明書または出産予定日のわかるページの写し(手帳等貼付用紙へ貼付) <input type="checkbox"/> 育児休業給付金支給決定通知書の写し	復職日にかかわらず、育児休業明けで入所の場合、提出が必要です
妊娠・出産		<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の表紙・出生証明書または出産予定日のわかるページの写し(手帳等貼付用紙へ貼付)		
保護者の疾病・障がい		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し(手帳貼付用紙へ貼付)または診断書の原本(市の指定様式のみ可)	保育利用期間は、記載内容により変わります	
同居親族の介護・看護		<input type="checkbox"/> 上記と同様の手帳の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)または診断書の原本 <input type="checkbox"/> 介護の場合は、介護が必要な方の介護保険被保険者証の写し(要介護度等記載ページ) <input type="checkbox"/> タイムスケジュール	手帳が未交付の場合は、診断書が必要 ※介護の従事時間に福祉サービスの利用時間は含まれません	
災害復旧		<input type="checkbox"/> 罹災証明書の原本		
求職活動・起業準備		<input type="checkbox"/> 就労確約書 <input type="checkbox"/> タイムスケジュール(起業準備のみ)	保育利用は最長90日間で、期間内に就労が決定しない場合は退所となります ※保育短時間利用のみ	
就学・技能習得	①就学の場合	<input type="checkbox"/> 学生証の写し(手帳等貼付用紙へ貼付)または在学証明書 <input type="checkbox"/> 合格通知の写し(これから就学される方) <input type="checkbox"/> タイムスケジュール	学生証の写し・在学証明書は、在学期間が記載されているもの	
	②就労のための技能・資格取得講座を受講した場合	<input type="checkbox"/> 受講証明書等の受講期間・時間・受講回数等が分かるものの写し <input type="checkbox"/> タイムスケジュール	趣味の講座・カルチャースクールなどは認められません	

### 3 認定区分・利用できる施設等



#### ① 教育・保育給付認定区分

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用するためには、教育・保育の必要性に応じて教育・保育給付認定を受ける必要があります。

**認定は保育必要量等の認定です。利用決定ではありません。**

この利用案内では、2号認定と3号認定が対象です。

教育・保育給付認定区分	給付の内容	対象者	利用できる施設・事業
1号認定 (※1)	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する子ども (※2)保育の利用はできません	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳以上で保育が必要な事由に 該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園(保育所部分)
3号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳未満で保育が必要な事由に 該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業

(※1) 1号認定は、入園内定後、各園へ直接申請していただきます。

(※2) 教育標準時間を超えた利用(預かり保育)は、各園に申請してください。預かり保育料は、保育の必要性の認定を受けた方は、無償化の対象となります。(別途申請必要・上限あり)

#### ② 保育施設・事業の種類

##### ■ 保育所

保護者が共に働いていたり病気などで家庭での保育ができない保護者にかわって、乳幼児を保育する「児童福祉施設」です。

※名張市内の保育所には公立保育所と私立保育園がありますが、制度上はすべて「保育所」となりますので、このしおりに「保育所」と記載していても私立保育園を含みます。

##### ■ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

##### ■ 地域型保育事業

保育所や認定こども園より少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる施設です。

名張市では次の2種類の事業があります。

地域型保育事業を利用できるのは、生後満6か月以上の0歳児から2歳児までです。

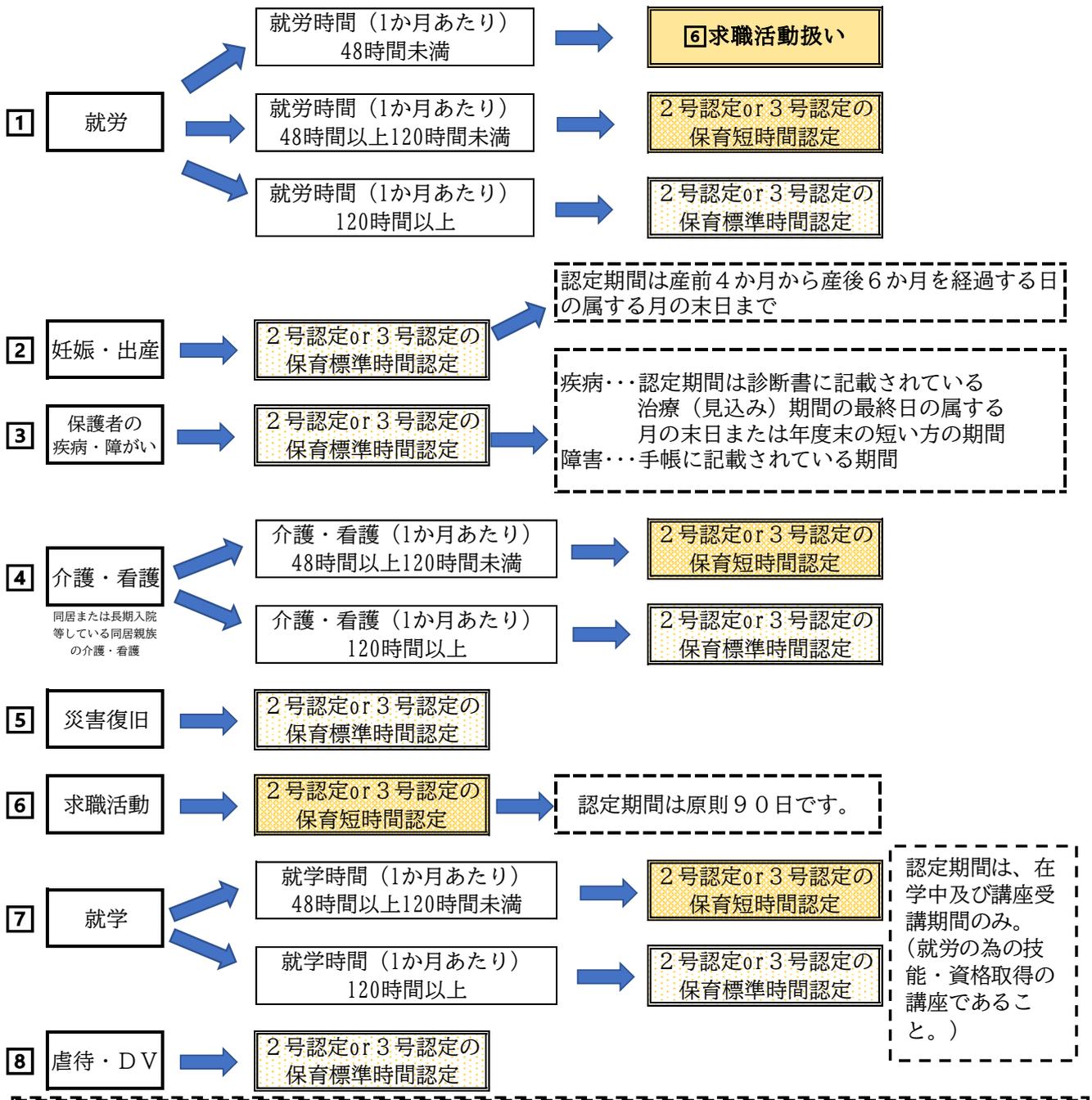
年度途中に満3歳になった児童はそのまま年度末まで利用できますが、3歳になった次年度は転所となります。

✿ 小規模保育事業・・・少人数(定員6人～19人)を対象に、比較的小規模で、きめ細かな保育を行います。

✿ 事業所内保育事業・・・企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

### ③ 教育・保育給付認定区分と保育必要量区分のフローチャート

このチャートに従って、支給認定区分や保育必要量区分を確認してください。



#### ◎支給認定区分

- ★1号認定・・・満3歳以上で、2号認定以外の子ども
- ★2号認定・・・満3歳以上で、保育を利用できる子ども
- ★3号認定・・・満3歳未満で、保育を利用できる子ども

#### ◎保育必要量区分

- ★保育標準時間認定・・・就労等の時間が120時間以上の方
- ★保育短時間認定・・・就労等の時間が120時間未満の方

ただし、1か月の就労等の時間が120時間に満たないものの、勤務時間帯の関係から常態として保育短時間認定での利用時間を超えて利用せざるを得ないと認められた場合等は、保育標準時間認定を受けることも可能  
保育標準時間該当の方は希望により保育短時間に変更可能

#### ④ 保育施設(2号・3号認定利用)一覧

	施設名 (法人名)	定員 (2・3号認定)	電話番号	所在地	開所時間	延長 保育	休日 保育	障がい 保育	年齢
公立 保育所	薦原保育所	40	63-5827	薦生1590-2	8:00~18:00 (土)8:00~13:00	△		○	1~5
	赤目保育所	120	63-2803	赤目町檀448-3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
私立 保育園	昭和保育園 (福)名張市社会福祉協議会	130	63-1767	丸之内67-10	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	名張西保育園 (福)弘仁会	120	63-0577	南町506	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○	※1	○	0~5
	比奈知保育園 (福)弘仁会	70	68-2023	下比奈知 1527-1	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	滝之原保育園 (福)弘仁会	50	68-2993	滝之原1056	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	つつじが丘保育園 (福)つつじ会	20	48-5033	つつじが丘 北7-207	7:15~18:15 (土)7:15~18:00	△		△	0~2
私立 認定こども園	富貴の森こども園 (福)任天会	117	42-8980	富貴ヶ丘 6-42-21	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	認定こども園名張よさみ幼稚園 (学)廣瀬学園	150	64-2665	夏見545	7:30~19:00 (土)7:30~18:30	○		○	0~5
	蔵持こども園 (福)任天会	105	63-4590	蔵持町原出1668	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	みはた虹の丘こども園 (福)名張育成会	130	65-3065	新田1005	7:00~20:00 (土)7:00~19:00	○		○	0~5
	認定こども園つつじが丘幼稚園 (学)藤森学園	66	68-3451	つつじが丘北3-7	7:15~18:15 (土)7:15~18:00	△		○	2~5
	名張きぼうのこども園 (福)名張厚生協会	70	63-3280	丸之内55-5	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	みのわこども園 (福)よさみ福祉会	140	63-2802	夏見357-3	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	西田原こども園 (福)こもはら福祉会	90	65-3263	西田原4444	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
	ききょうこども園 (福)こもはら福祉会	135	65-0827	桔梗が丘 3-4-411-2	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		○	0~5
小規模 保育事業	おるすばんハウス ひまわり園	12	42-8922	桔梗が丘 3-4-12	8:00~19:00 (土)8:00~13:00	○	※2	△	0~2
	マザーランド	12	080-9113- 3443	桔梗が丘 3-4-43-43	8:00~18:00 (土)8:00~17:00	△		△	0~2
	ニチイキッズきおうだい保育園 (株)ニチイ学館	19	62-5001	希央台1-23 ヌーパカコ1階	7:15~19:15 (土)7:15~18:00	○		△	0~2
	なばりひやわんこども園 (有)タパタ米穀	12	51-6156	元町376 イオン名張店3階	7:30~18:30 (土)7:30~18:00	△		△	0~2
	第二かな保育園 (福)おきつも福祉会	19	64-0415	木屋町812-2	7:00~19:00 (土)7:00~18:00	○		△	0~2
保 育 事 業 所 内	かな保育園 (福)おきつも福祉会	30 (内地域枠20)	62-0415	鴻之台1-202	7:00~19:00 (土)7:00~18:00	○		△	0~2
	スマイル保育園 (株)ハッピーウエルネス	12 (内地域枠9)	41-1151	東田原336-2	8:00~19:00 (土)8:00~16:00	△		△	0~2

※1 名張西保育園の休日保育は、名張市内の保育施設・事業利用児が受け入れ対象です。

事前に登録が必要です。休日保育を利用する場合は、原則平日に代替日を設定する必要があります。

※2 おるすばんハウスひまわり園は開所時間以外の保育は、認可外(有料)での対応となりますので施設へご確認ください。

◇0歳児については、満6か月から利用できます。

◇延長保育は別途料金が必要です。

◇土曜日は、原則保護者が就労しているとき等の利用となります。

就労以外の理由で保育が必要となった時は、事前に保育施設に申し出てください。

◇表中、(福)は社会福祉法人、(学)は学校法人、(株)は株式会社、(有)は有限会社です。

◇錦生保育所、およびHoppe(ほっぺ)は令和8年3月末で閉園予定のため上記一覧に掲載していません。

◇幼稚園・認可外保育施設については、右のQRコードを読み取り、名張市HPの施設一覧からご確認ください。



## 4 利用調整



保育利用の可否については、名張市保育の利用に係る調整基準運用要領に定める、保育の必要性の高い児童から定員の範囲内において順次決定します。また、公平を図るため実態調査等を行う場合があります。

利用希望者数が定員を超えたときは、申込書に記入された保育施設等以外に決定することや、保育の利用ができない場合があります。また、きょうだい別々の保育施設等になることもあります。あらかじめご了承ください。

### ■ 利用調整について

- ・ 申込書や面接、実態調査の結果等により利用調整を実施します。
- ・ 優先順位については、11～12ページの「名張市保育利用調整基準」基準表1・基準表2で算出した総合点により決定し、同点の場合基準表3の選考順位により決定します。ただし、上記を考慮してもなお同点の場合は、判定会議にて決定します。
- ・ 優先順位の高い方から保育の利用決定をします。早く申込みれば利用できる可能性が高くなる、または早く保育の利用を開始できることはありません。
- ・ 申込み書類の記載内容と事実が異なる場合（証明書類の偽造・変造含む）には、保育の利用が取消しとなる場合があります。

### ■ 調整方針

1. 保護者それぞれについて基準表1により該当する項目の点数の合計を基準点とする。
2. 基準点に基準表2（調整点）を加えたものを総合点とする。
3. 総合点の高い児童から優先順位の決定を行う。
4. 総合点が同点の場合は、基準表3により順位を決定する。
5. 形態・調整事項が重複した場合は点数の高い方及び減点の大きい方を採用する。
6. ひとり親家庭の場合は95点を基準点に加算することとする。

### ■ 実態調査

- ・ 保育ができない状況等を調査するために、家庭や職場を訪問したり、職場に電話などで確認させていただくことがあります。
- ・ 申込み書類の記載内容と事実が異なる場合には、保育の利用が取消しとなる場合があります。

### ■ 申請内容の変更、取消し

- ・ 申請内容に変更があった場合は、市役所保育幼稚園室へ速やかに届け出てください。
- ・ 勤務先が変わった場合は、その都度、就労証明書（内定含む）を提出してください。
- ・ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育認定が取消されることがありますのでご注意ください。保育の認定が取消されると、保育施設等を利用できなくなります。
- ・ 正当な理由がなく変更の申請を行わない場合や虚偽の申請・報告を行った場合は、子ども・子育て支援法第24条及び同法施行令第3条により教育・保育給付認定の取消しを行うことがあります。

### ■ 入所保留について

- ・ 入所調整の結果、保育施設等に空きがないときや、保育体制が整わず受け入れが困難な場合等は、入所保留通知を発行します。

### ■ 申込みの辞退について

- ・ 申請書を提出した後で、転出が決まった場合や保育の必要がなくなった場合は、利用申込辞退届の提出が必要です。
- ・ 本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）と印鑑を持参の上、市役所保育幼稚園室（1階⑫番窓口）までお越し下さい。
- ・ 保護者以外の方が辞退届を提出する場合は、委任状が必要です。

## ■ 名張市保育利用調整基準

### 基準表1

番号	形態	区分	内容	点数
1	居宅外労働	居宅外就労 居宅外自営	①月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	95
			②月120時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	80
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	70
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	60
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	50
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	40
2	居宅内労働	居宅内自営 農業	①月150時間以上働いており、それに見合う収入があること	90
			②月120時間以上150時間未満働いており、それに見合う収入があること	75
			③月100時間以上月120時間未満働いており、それに見合う収入があること	65
			④月80時間以上月100時間未満働いており、それに見合う収入があること	55
			⑤月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	45
			⑥月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	30
		内職 (0~2歳児は対象外)	①月80時間以上働いており、それに見合う収入があること	50
			②月60時間以上80時間未満働いており、それに見合う収入があること	40
			③月48時間以上60時間未満働いており、それに見合う収入があること	25
3	妊娠・出産	出産前後	出産予定日前4か月から出産以後6か月までの期間	90
4	疾病・負傷  (診断書がある場合に限る。)	入院	入院期間及びその前後1か月以内	95
		居宅内療養 通院	①常時臥床の状態であること又は精神性疾患、感染症疾患若しくは難病	95
			②医師の診断により家庭保育が困難と認められる場合	80
			③週3回以上の通院による治療が必要である場合	30
5	心身障害	重度	①身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A	95
		中度	②身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳B	75
		軽度	③上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級	50
6	介護・看護	病院(施設)への付添い	同居の親族(長期間入院等している親族を含む)について、介護若しくは看護又は病院(施設)への送迎が必要である	居宅外労働に準ずる
		居宅内介護 看護	重度の障害があり、又は要介護認定4若しくは5である同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	95
			中度の障害があり、又は要介護認定2若しくは3である同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	70
7	災害復旧		上記以外の程度の障害等がある同居の親族について、介護又は看護をする必要があること	30
			火災等により家屋が損傷し、その復旧のため保育ができない場合(罹災証明がある場合)	80
8	継続的に求職(起業準備を含む)を行っており、必要な書類を提出した場合		就労先未定者(期限付き)	20
9	就学 技能習得		学校教育法に定める学校等において学び、又は公共職業能力開発施設等において職業訓練を受けるため、通学していること。(在学又は職業訓練の期間における保育所等の利用に限る。)	
			1週間に40時間以上	95
			1週間に32時間以上40時間未満	80
			1週間に20時間以上32時間未満	70
10	ひとり親家庭		緊急に就労が必要など又は就労中のとき。	95
			上記以外で就労が必要などとき。	80
11	生活保護世帯		就労による自立支援につながる場合等において、保育が必要などとき。	80
12	社会的養護		虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要と認められた場合	判定会議にて決定
13	その他		特に必要と認めるとき。	判定会議にて決定

※時間は実就労時間・学習時間とする(休憩・通勤・通学・残業時間を除く)

※4-①の精神性疾患は5-①に準じます。

★保護者それぞれについて、上記の基準を満たすことが必要です。(保護者のいずれかが基準を満たしていない場合は保育の利用はできません。)

★原則4月1日時点で65歳未満の同居者のうち児童からみて祖父母・曾祖父母について、保育が不可能であることの証明が必要です。

★労働とは・・・収入を得ることを目的として行うものとしします。

★見合う収入とは・・・就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単位から計算される金額と同等額の収入を得るものをいいます。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基準点を判断します。

★基準を満たさない場合・・・3歳以上は1号認定となります。3歳未満は認定できません。

★必要書類の不備・・・期限内に利用調整に必要な書類が提出されない場合は、一番低い調整点となります。

基準表2(調整点) ※複数の項目に該当する場合は、そのうちの点数の高い方及び減点の大きい方を採用します。

記号	調整事項	点数
ア	ひとり親で同居家族がいない場合	10
イ	ひとり親で同居家族がいるが、保育することができない場合	5
ウ	配偶者と離婚調停中であること	1
エ	生活保護受給者で保育を必要と認められ、就労が内定している場合	1
オ	きょうだい別々の保育施設等(※1)を利用し、同じ保育施設等になるように転所申込みをしている場合	10
カ	きょうだいが既に保育施設等(※1)を利用し、当該保育施設等の利用を希望している場合	6
キ	同居の祖父母等が65歳未満で保育不可の旨を証明できないとき	-5
ク	申込み締め切り時点において、保育料・副食費の滞納が3か月以上となっている世帯	-20
ケ	自営業における専従者	3
コ	雇用主が保護者の配偶者又は3親等内の親族であり、保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合	-5
サ	保育施設等の利用希望児童が障害を有する場合	5
シ	保育施設等の利用希望児童以外に障害を有する児童を監護している保護者である場合	2
ス	児童相談所等関係機関の意見に基づき判定会議において保育の利用が望ましいと認められる世帯	10
セ	育休の為に利用解除になった児童が以前在籍していた保育施設等に再度申し込む場合(該当児童のきょうだいについて、当該保育施設等に申し込む場合を除く)	5
ソ	保育施設等の利用希望児童が多胎児の場合	5
タ	特定地域型保育事業を利用して、その保育期間満了に伴い転所を希望する場合(従業員枠での利用児童を除く)	5
チ	育児休業取得者で前年度途中からの利用を希望したが、利用できずやむを得ず育児休業を延長した場合	3
ツ	交通手段がないなどの特別な事情があると判定会議で認められた場合	5
テ	保護者が市内の保育施設等(※2)に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間から8時間までの場合	8
ト	保護者が市内の保育施設等(※2)に保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労または内定している場合であって、1日の就労時間が6時間未満の場合	5

(※1)認定こども園1号児を含む

(※2)認可外保育施設を除く

基準表3(選考順位)

項目	選考順位	A(高い)	B(低い)
	1	きょうだいが既に当該保育施設等を利用している、又は利用が内定している場合(※1)	利用している
2	就労日数又は時間	多い	少ない
3	利用開始希望日が早い者	早い	遅い
4	住所地が当該保育施設等と同じ小学校区にある者(住所地に保育施設等がないものは中学校区)	ある	ない
5	基準点の高い者	高い	低い
6	特定地域型保育事業による保育を受けていた児童	受けている	受けていない
7	保護者が市内の保育施設等に就労又は内定をしている場合	あり	なし
8	提出書類が受付期間内に全て揃っている	揃っている	揃っていない

(※1)認定こども園1号児を含む

## 5 保育時間



### ■ 保育時間の種類

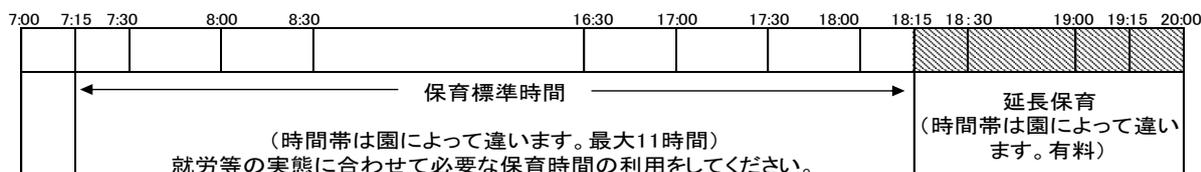
- ・保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や労働時間により認定します。保育必要量に応じて利用できる時間が決められています。
- ・保育施設により開所時間が異なります。各施設の開所時間は9ページの一覧をご覧ください。
- ・利用時間を超えて利用する場合は延長保育(有料)となります。

保育必要量区分	保育標準時間	保育短時間
利用できる時間	一日最大11時間 ※就労等の実態に合わせて必要な時間	一日最大8時間 8:30~16:30
利用できる方	原則、就労等の時間が120時間以上の方	原則、就労等の時間が120時間未満の方

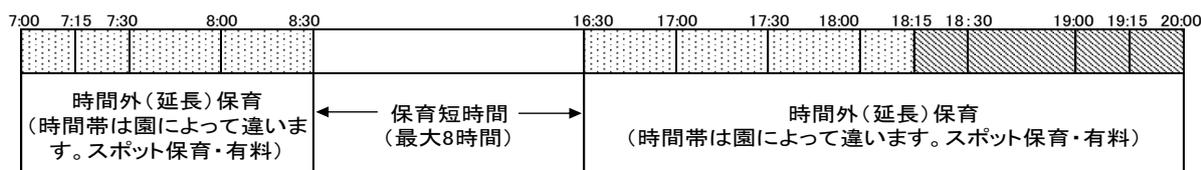
### ■ 延長保育・スポット保育

- ・延長保育時間は、開所から11時間を超えた部分の時間帯となります。
- ・延長保育は継続的な利用のほかに、必要なときに1回ずつ利用できるスポット保育があります。
- ・開所時間が11時間未満の施設では、保育標準時間の認定を受けても開所時間を超えての利用はできませんのでご注意ください。

#### 【保育標準時間利用の場合の保育時間】の一例



#### 【保育短時間利用の場合の保育時間】



### ■ 休日保育 (詳しくはHPをご覧ください)

市内の保育施設・事業を利用している方で、保護者のいずれもが教育・保育給付認定を受けた事由が休日にも常態的にあり、休日に家庭での保育ができない場合、名張西保育園で休日保育を実施しています。ただし、年末年始(12月29日~1月3日)については、実施していません。

- ・希望者は、市役所保育幼稚園室に申請し、休日保育の承諾を受ける必要があります。
- ・市が発行した承諾書を添えて、名張西保育園で登録の手続きをしてください。
- ・いずれの年齢も利用定員を超える場合は登録ができないことがあります。申請・登録は毎年3月頃となります。※定員を超えた場合は、抽選による登録となります。

## 6 保育料等



### ■ 保育料の算定

- ・保育料は、児童福祉法等の規定により保育施設等にかかる経費の一部を保育料として、また給食費等実費分を各家庭で負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて市民税額により決定します。
- ・算定時期は4月と9月の2回です。4月は進級による変更、9月は課税年度の変更により算定します。

保育年度	2026(令和8)年度		2027(令和9)年度
保育料の月	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
保育料の算定方法	2025(令和7)年度の市民税額で算定		2026(令和8)年度の市民税額で算定

### ■ 所得申告について

- ・保育料の算定及び副食費の免除判定にあたり、市民税の申告が必要です。収入がなかった方もその旨の申告が必要です。
  - ◆ 2025(令和7)年度市民税は、令和7年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入が対象)
  - ◆ 2026(令和8)年度市民税は、令和8年1月1日現在に住所地であった市役所等で申告してください。(令和7年1月1日から令和8年12月31日までの収入が対象)
- ・2025(令和7)年及び2026(令和8)年中に、国外での収入がある方は、国外での収入及び控除等が分かる資料を提出してください。
- ・世帯の所得が未確定の場合(未申告、税関係書類が未提出等)、税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定し次第保育料を決定し、差額を精算します。ただし、年度をさかのぼっての精算はできません。
- ・修正申告等により税額が変更になった場合は速やかに市役所保育幼稚園室へご連絡ください。保育料の変更は、保護者からの申し出等により市が確認した翌月からとなります。なお、さかのぼっての変更・修正・及び還付は行いません。

### ■ 保育料の決定

- ・公立保育所、私立保育園、認定こども園(保育部分)及び地域型保育事業の保育料は同じです。ただし、延長保育料は各施設の対応となります。
- ・保護者の前年合計収入(4～8月分は前々年、9～3月分は前年の収入をいう。以下同じ。)が103万円未満の場合等、保護者のみで生計を維持していないと判断される場合には、同居の祖父母等を家計の主宰者・扶養義務者とし、主となる方を保育料の算定に含めます。なお、保護者の前年合計収入額を計算するにあたって、給与等以外の収入については、児童手当、児童扶養手当及び公的年金のみ、前年合計収入額に含めるものとします。

### ■ 保育料減免等について

1. 同一世帯の兄弟が、保育施設の他に幼稚園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設へ通所している場合、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用する就学前児童がいる場合は、2人目以降の保育料を軽減します。  
入所決定後に、「保育の利用にかかる保育料 多子軽減申立書」に兄弟の在園証明を添えて提出してください。ただし、市内の幼稚園又は認定こども園に兄弟が在園している場合は、多子軽減申立書の提出は不要です。  
毎年申請が必要です。
2. 保育料徴収額表の階層区分がB、C、D1、D2及びD3に該当する方のうち、ひとり親世帯ではない方で、同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯であり、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、又は特別児童扶養手当若しくは国民年金の障害基礎年金等を受給されている方がいる場合は、減免対象となります。  
入所決定後に、「教育・保育の利用にかかる保育料 減免申立書(在宅障害児(者)用)」と申立書に記載の添付書類を添えて提出してください。  
毎年申請が必要です。

## ■ 保育料徴収額表

令和7年9月1日現在

階 層 区 分		保 育 料 ( 月 額 ) ( 円 )				
		保 育 標 準 時 間 認 定		保 育 短 時 間 認 定		
		0~2歳児	3~5歳児	0~2歳児	3~5歳児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0		0	
B	市民税非課税世帯		0		0	
C	市民税均等割のみ課税世帯		ひとり親世帯等	6,150	5,750	
			上記以外の世帯	12,300	11,500	
D1	市民税所得割課税額 48,600円未満		ひとり親世帯等	6,300	5,900	
			上記以外の世帯	14,400	13,600	
D2	48,600円以上 57,700円未満		ひとり親世帯等	6,300	5,900	
			上記以外の世帯	19,900	19,000	
D3	57,700円以上 77,101円未満		ひとり親世帯等	6,300	5,900	
			上記以外の世帯	22,500	21,600	
D4	77,101円以上 87,000円未満		25,200	0円	24,300	0円
D5	87,000円以上 97,000円未満		27,600		26,600	
D6	97,000円以上 115,000円未満		31,700		30,700	
D7	115,000円以上 133,000円未満		35,300		34,200	
D8	133,000円以上 151,000円未満		37,500		36,400	
D9	151,000円以上 169,000円未満		40,300		39,100	
D10	169,000円以上 190,100円未満		43,000		41,800	
D11	190,100円以上 211,300円未満		45,400		44,200	
D12	211,300円以上 256,100円未満		47,800		46,500	
D13	256,100円以上 301,000円未満		50,600		49,300	
D14	301,000円以上 397,000円未満		52,700		51,400	
D15	397,000円以上		54,500		53,100	

- (注1) 階層区分は、毎年4月から8月は前年度の市民税額、9月から翌年3月は当年度の市民税額により決定します。
- (注2) 市民税課税額を計算する場合には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用しません。
- (注3) ひとり親世帯等とは、母子または父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。
- (注4) 月途中に入所した場合の保育料は、日割り計算となります。退所は、原則月末日となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。  
※転出により、転出先の保育所等に月途中からの入所が決定している場合などは、例外的に日割り計算となります。自己都合で長期欠席されたりした場合は、利用の有無にかかわらず保育料がかかりますのでご注意ください。
- (注5) 10円未満の端数は切り捨てます。
- (注6) 保育必要量が標準時間の場合是一日最大11時間、短時間の場合是一日最大8時間の保育の利用に対する徴収額を示すものです。
- (注7) 教育・保育給付認定(以下「認定」という。)第3号は、満3歳に到達したことにより、年度途中で認定第2号になりますが、その年度中の保育料は認定第3号を適用します。
- (注8) 同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の半額等適用の基準について  
小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料とします
- (注9) D2階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子は上記の半額、第3子以降は無料とします。
- (注10) ひとり親世帯等についてはD3階層以下の区分において、生計が同一であれば年齢制限なく児童数に数え、そのうち第2子以降は無料とします。
- (注11) 名張市3人目プロジェクトとして、保護者が扶養している高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童のうち、最年長の児童を1人目とし、3人目以降は無料とします。

## ■ 教育・保育給付認定第2号・3号におけるスポット保育及び延長保育料金表

- ・保育料徴収額表の階層区分の「A」及び「B（ひとり親世帯等及び里親に限る）」を除き、次の保育時間に保育した場合においては、下記の料金を徴収します。
- ・延長時間は各施設で異なりますので、利用施設にてご確認ください。  
 ※スポット保育及び延長保育の利用料については、幼児教育保育無償化の対象外です。

### (1) 保育短時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（1回あたり）

(円)

支給認定区分	時間 開所時間から 8:30まで	8:00から 8:30まで	16:30から 17:00まで	16:30から 17:30まで	16:30から 保育標準時間 終了時間まで
2号認定(3歳以上児)	200	100	100	150	200
3号認定(3歳未満児)	250	150	150	200	250

- ・スポット保育料については、保育料徴収額表（注8）～（注11）を適用しません。
- ・利用料金については、申請時に現金で徴収します。

### (2) 保育標準時間認定の延長保育のスポット保育利用料金（1回あたり）

(円)

支給認定区分	時間 開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定(3歳以上児)	200	400	500	600
3号認定(3歳未満児)	300	500	600	700

- ・スポット保育料については、保育料徴収額表（注8）～（注11）を適用しません。
- ・利用料金については、申請時に現金で徴収します。
- ・保育短時間認定の児童が利用する場合は、（1）に加算します。
- ・延長保育（月額）利用者が申請時間を超えて利用する場合は、利用した時間までのスポット保育利用料金と月額の申請時間までのスポット保育利用料金との差額を徴収します。

### (3) 延長保育料金（月額）

(円)

支給認定区分	時間 開所より11時間 経過後から 15分間後まで	開所より11時間 経過後から 45分間後まで	開所より11時間 経過後から 1時間後まで	開所より11時間 経過後から 2時間後まで
2号認定(3歳以上児)	2,000	3,000	4,000	5,000
3号認定(3歳未満児)	2,500	4,000	5,000	6,500

- ・延長保育料については、保育料徴収額表（注8）を適用し、（注9）～（注11）を適用しません。
- ・公立保育所においては、保育料徴収額表に定める額に加算して徴収します。
- ・公立保育所以外の保育施設では、延長保育料金のみ別途徴収となります。

## ■ 給食費について

- ・給食費とは、主食（お米など）分と副食（おかず・おやつ）分です。
- ・保育施設により3～5歳児の主食分は持参となる場合があります。
- ・満3歳児（1号認定のみ）と3～5歳児の給食費は、施設の指定する方法でお支払いいただきます。
- ・0～2歳児の給食費は保育料に含まれているため、別途お支払いの必要はありません。

## ■ 幼児教育・保育の無償化について

- ・満3歳児（1号認定のみ）と3～5歳児の保育料は無償となります。
- ・0～2歳児については、市民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。
- ・延長保育料、預かり保育料（1号認定のみ）、満3歳児（1号認定のみ）と3～5歳児の給食費、通園送迎費及び行事費などは保護者の負担となります。なお、預かり保育料については、保育の必要性の認定を受けた方は、無償化の対象となります。（申請必要・上限あり）

子どものクラス (実施年齢)	認定区分 (保育の必要性)	施設区分	保育料	給食費		他実費分
				主食費	副食費	
3～5歳児	1号認定 (なし)	私立幼稚園(新制度)	無償	実費徴収 (※1)		施設に ご確認ください
		認定こども園				
	2号認定 (あり)	認定こども園				
		保育所				
0～2歳児	3号認定 (あり)	認定こども園	有償 (※2)	保育料に含む。		
		保育所				
		小規模・事業所内保育施設				

(※1)主食は持参含む。

年収360万円未満相当世帯及び名張市子ども3人目プロジェクトに該当の子どもの副食費が免除。

(※2)市民税非課税世帯及び名張市子ども3人目プロジェクトに該当の子どもの保育料が無償。

## ■ 名張市子ども3人目プロジェクトについて

- ・名張市では、保護者が扶養している高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どものうち、最年長の子どもの1人目とし、3人目以降の子どもの保育料及び副食費を無償としています。
- ・該当する方は、入所決定後に「保育料・副食費 多子軽減申立書（名張市子ども3人目プロジェクト用）」を、申立書に記載の添付書類を添えて提出してください。
- ・毎年申請が必要です。

## 7 給食・入所後の利用



### ■ 食物アレルギーをもつお子さんの申込み

- ・必ず申込時（面接時）にお知らせください。食物アレルギーに関する書類を提出していただきます。
- ・全施設においてアレルギー除去食の対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合、除去対応できないことがあります。その際は、ご家庭に弁当等のご協力をお願いすることもあります。ご了承ください。

### ■ 育児休業中の保育利用

- ・保護者が育児・介護休業法に定める育児休業を取得し、育児休業給付金の支給があり、同じ職場に復帰する場合（※1）であり、かつ妊娠・出産認定終了日（産後6か月の月末）時点ですでに保育施設等を利用していただいていた全ての児童について、保育利用の継続を行います。ただし、この場合（※1）に該当しない児童は、妊娠・出産認定終了日（産後6か月の月末）で退所となります。
- ・4～5歳児については、育児休業給付金の支給がなくても産前から勤務している勤務先で発行された育児休業取得証明の提出があれば対象となります。
- ・この取扱いは在園児のみに適用するものであり、育児休業中に新規で保育利用の申請をすることはできません。

### ■ 入所後の家庭状況や就労状況等の変更（毎月15日までに届出してください）

- ・住所変更や結婚・離婚、税申告等による家庭の状況や、保育料算定・副食費免除判定に関わる事項に変更があった場合は、速やかにお申し出ください。
- ・「妊娠・出産したとき」「就労時間や勤務先が変わったとき」等、保育を必要とする事由や保育必要量区分が変わったときは、認定変更申請書及び必要書類を、毎月15日までに利用施設へ提出してください。
- ・教育保育給付認定の変更は、翌月1日からになります。月途中の変更や、事由発生日にさかのぼっての変更は行いません。変更後に新たな支給認定証を送付しますのでご確認ください。

## 8 広域利用



名張市在住の方が他市町村の保育施設を利用したい場合や、他市町村在住の方が名張市の保育施設を利用したい場合は、広域利用の制度があります。

### ■ 委託

- ・名張市にお住まいで、市外に就労場所があり、市内の保育施設では送迎が困難などの理由により、市外の保育施設への入所を希望する方は、広域利用の手続きが必要です。
- ・広域利用は締め切り日や条件等、市内入所の場合と異なる部分が多いため、希望する方は事前にご相談ください。
- ・どの自治体も市内のお子さまの入所が優先ですので、あらかじめご了解のもと申込みください。

### ■ 受託

- ・市外にお住まいで、名張市に就労場所があり、お住まいの自治体の保育施設では送迎が困難などの理由により、名張市の保育施設への入所を希望する方は、お住まいの自治体で広域入所の手続きが必要です。
- ・名張市内のお子さまの入所が優先となるため、2次受付からの申請となりますので、お住まいの自治体にご相談ください。

## 9 よくあるご質問



### ■ 入所(園)に関すること

**Q1. 4月16日から就労が内定しています(育休明けではない)が、4月1日から就労要件で申込みできますか?**

A1. できません。4月1日から入所はできますが、入所要件は求職活動で申込みをしていただき、入所後、4月15日までに就労へ認定変更の申請をしてください。5月1日から就労認定になります。

※就労要件で入所申込みができるのは、就労開始日が当月の1日から15日の場合です。  
就労開始日が16日以降の場合は、上記のとおりとなります。

**Q2. 育休復帰での入所希望ですが、いつ入所できますか?**

A2. 育休明け入所の入所日は、毎月1日か15日です。復職日が1日の方は、前月の15日(ただし、4月1日復職の方の入所日は4月1日です。)、復職日が2日~15日の方は、当月の1日、復職日が16日~月末日の方は、当月の15日です。

復職日が令和8年4月2日~15日の場合、入所日は4月1日となりますので、育休明け入所ではなく、4月1日入所の1次受付で申請してください。

なお、育休明け入所の予約ができるのは、復職日が令和8年10月1日までの方です。10月2日以降の復職の方は、4ページの年度途中入所で申請をお願いします。

**Q3. 妊娠・出産要件で入所の場合は、産後6か月以降、継続して保育利用はできますか?**

A3. 令和7年度までは、妊娠・出産要件で期間限定入所をしていた場合は産後6か月で必ず退所となっていました。令和8年度より、産後6か月で求職活動や就労するなど保育の要件を満たす場合は、継続利用が可能です。

なお、入所日は毎月1日のみです。出産予定日の4か月前の翌月1日からの入所希望の申込みが可能です。

**Q4. 郵送で申請できますか?**

A4. 郵送での申請は受付していません。4月1日入所及び育休明け入所(予約)の1次受付は、申請書類一式を第一希望の保育施設等へ持参してください。また、2次受付及び年度途中入所は、市役所保育幼稚園室へ持参してください。

**Q5. 同居の祖父母、曾祖父母についても就労証明書は必要ですか?**

A5. 65歳未満の場合は、それぞれ必要です。また、未就労でも他の保育を必要とする事由に当てはまる書類の提出が必要です。(5ページ参照)

世帯分離していても、同一住所の場合は同居とみなしますので提出してください。

**Q6. 入所ができなかった場合、毎月申請が必要ですか?**

A6. 一度申請されたら取下げをしない限り、年度内は自動的に毎月利用調整を行うため、毎月の申請は不要です。ただし、令和9年4月以降の入所を希望する場合は、新年度の申込みが必要です。

**Q7. 年度内に転園はできますか?**

A7. 入所後の転園申請は、4月1日から随時受付します。マイナポータルのぴったりサービスを使ったオンライン申請(電子申請)をしてください。マイナンバーカードをお持ちではない方は、市役所保育幼稚園室にて転園希望票を記入し、提出してください。

### ■ 児童の状況に関すること

**Q1. アレルギーの有無が分からない場合、どうすればよいですか?**

A1. 申請時点でアレルギーが出てなければ「なし」をご選択ください。申請後にアレルギーがあることが分かった場合、市役所保育幼稚園室へご相談ください。

# ■ 申込書記入例

様式第1号 決定施設

2026(令和8)年度 教育・保育利用申込書 兼 家庭状況確認書  
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 (保育認定)

名張市長 宛 / 名張市社会福祉事務所長 宛

次のとおり、教育・保育の利用または継続及び施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。  
また、次のとおり同意します。

**ボールペンなどの消えない筆記具で書いてください  
(鉛筆、擦ると摩擦熱で消えるペンで書いた申請書は  
受理しません)。**

**幼稚園や認定こども園の  
1号も申し込まれている  
方は、チェック及び申し込  
んだ園名をご記入ください。**

	<input checked="" type="checkbox"/> 新規(4月1日入所) <input type="checkbox"/> 新規(育休明け予約) <input type="checkbox"/> きょうだい同時申込 <input type="checkbox"/> 継続(転所希望あり) <input type="checkbox"/> 継続(転所希望なし) <input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園(教育認定)併願 申込中の施設名 ( )
申請日	令和7年10月1日
保護者(申請者) 氏名 (生計の中心となる方)	フリガナ ナバリ タロウ (姓) (名) 名張 太郎
連絡先(連絡順)	(1)(父・母)携帯 090 - 1234 - 0000 (2)(父)携帯 080 - 0000 - 1234 (3)( )携帯 - -
現住所	〒 518 - 〇〇〇〇 名張市〇〇〇△△番地□□番町
メールアドレス	〒 - ( )
2026(R8)年4月1日現在の年齢をご記入ください。	
申請児童	フリガナ ナバリ ジロウ (姓) (名) 名張 次郎
性別	男 ( ) 女 ( )
生年月日	令和 4 年 7 月 21 日生
2026(令和8)年4月1日現在の年齢	満 3 歳
特別児童扶養手当受給の有無	有 ( ) 無 ( )

① 利用を希望する施設名、期間 ※希望以外の施設に決定となる場合があります。その場合でも、事前に連絡はしません。

希望施設での入所が決まらない場合に、他の施設での利用調整を希望しない方はチェックを入れてください。	第1希望 〇〇〇〇園 第2希望 △△△△園 第3希望 □□□□園 <input type="checkbox"/> 上記以外の施設の利用は希望しない	第4希望 〇〇〇〇園 第5希望 △△△△園 第6希望 □□□□園
---	---	--

教育・保育の利用を希望する期間 (※ただし、継続利用申込における地域型保育事業を利用中の2歳児は、翌年度必ず転所となるため、上記以外の施設に決定する場合があります。)

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 年 月 日まで 小学校就学前まで

母の復職日: 令和 年 月 日 父の復職日: 令和 年 月 日

② 世帯の状況 ※利用開始時点の状況を記入してください。同じ住所に居住の方は全て記入、別居でも育休明け入所の申請の方は復職日をご記入ください。

世帯状況 右記以外 ひとり親世帯 在宅障がい児(者)のいる世帯 離婚調停中 里親 ( )月あり(H・R 年 月~)

区分	氏名	申請児童との続柄	生年月日	会社名(自営の屋号) 学校名・施設名等	生計関係	有無	住所(市町村(予定含む))
申請児童を除く世帯員	フリガナ ナバリ タロウ 名張 太郎	父・母	昭(平)令 〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇 (同居)別居(住所: ) <i>記入しないでください</i>	同一・別	有( ) 無( )	R7.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外 R8.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外
	フリガナ ナバリ ハナコ 名張 花子	父・母	昭(平)令 〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇 (同居)別居(住所: ) <i>記入しないでください</i>	同一・別	有( ) 無( )	R7.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外 R8.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外
	フリガナ ナバリ イチロウ 名張 一郎	兄・姉 弟・妹 (他)	昭(平)令 〇年〇月〇日	〇〇高校 (同居)別居(住所: 〇〇県△△市) <i>記入しないでください</i>	同一・別	有( ) 無( )	R7.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外 R8.1.1現在 <input type="checkbox"/> 名張市 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(△△市) □海外
	フリガナ ナバリ タイチ 名張 太一	兄・姉 弟・妹 (他)祖父	昭(平)令 〇年〇月〇日	無職 (同居)別居(住所: ) <i>記入しないでください</i>	同一・別	有( ) 無( )	R7.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外 R8.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外
	フリガナ ナバリ クメ 名張 梅	兄・姉 弟・妹 (他)祖母	昭(平)令 〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇 (同居)別居(住所: ) <i>記入しないでください</i>	同一・別	有( ) 無( )	R7.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外 R8.1.1現在 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外
	フリガナ ナバリ 名張 ( )	兄・姉 弟・妹 (他)	昭(平)令 年 月 日	(同居)別居(住所: ) <i>記入しないでください</i>	同一・別	有( ) 無( )	R7.1.1現在 <input type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外 R8.1.1現在 <input type="checkbox"/> 名張市 □市外( ) □海外

申請児童と同居されている方を全員記入してください。  
また、世帯分離していても同じ住所に居住されている方や、単身赴任・修学等で別居をしても生計が同一の方はご記入ください。  
離婚前提の場合もご記入ください。

(※裏面もご記入ください)

③ 保育を必要とする事由等				
保育を必要とする事由	続柄	必要とする事由		
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労( <input checked="" type="checkbox"/> 給与者、 <input type="checkbox"/> 自営業、 <input type="checkbox"/> 農業、 <input type="checkbox"/> 内職) <input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居または長期入院等している同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不在		
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労( <input checked="" type="checkbox"/> 給与者、 <input type="checkbox"/> 自営業、 <input type="checkbox"/> 農業、 <input type="checkbox"/> 内職) <input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障がい <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <b>該当する方は、チェック及び記入をしてください。</b> <input type="checkbox"/> 同居または長期入院等している同居親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不在 <input checked="" type="checkbox"/> 現在妊娠中である(予定日:令和●年●月●日/産前休暇:令和●年●月●日頃～)		
	希望する利用時間等 (継続の方は現在の区分・利用時間)	利用区分	利用時間	
	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間	8時30分から16時30分まで		
<small>※就労要件の場合、就労証明書等に記載の勤務時間+通勤時間が適正な利用時間となります(最大11時間)。就労等の実態と利用時間が適正でない認められる場合は、利用時間の変更や保育必要量の変更をして頂く場合があります。</small>				
④ 父母の状況について				
区分	項目	父	母	
就労	平均就労日数	1週間当たり 5日 / 1か月当たり 20日	1週間当たり 5日 / 1か月当たり 20日	
	実就労時間	1日 7時間 45分(休憩・残業を含まない)	1日 8時間 00分(休憩・残業を含まない)	
	就労開始・終了時間 (時短等取得前の時間)	(平日)	8時30分 ~ 17時15分	(平日) 9時00分 ~ 18時00分
		(土)	8時00分 ~ 16時45分	(土) 時 分 ~ 時 分
		(日祝)	時 分 ~ 時 分	(日祝) 時 分 ~ 時 分
	育児短時間勤務	時 分 ~ 時 分	10時00分 ~ 16時00分	
	第1希望施設からの通勤時間		(片道) 時間 10分	
勤務先住所		名張市△△□□番地		
自営業・農業の場合	<input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 専従者 <input type="checkbox"/> 兼業農家 <input type="checkbox"/> 家族従事者 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 専従者 <input type="checkbox"/> 兼業農家 <input type="checkbox"/> 家族従事者			
疾病	傷病名			
	医療機関名			
	治療期間等	<input type="checkbox"/> 入院(年月~年月) <input type="checkbox"/> 通院(月回)	<input type="checkbox"/> 入院(年月~年月) <input type="checkbox"/> 通院(月回)	
障がい	手帳について	<input type="checkbox"/> 身体(級) <input type="checkbox"/> 療育( ) <input type="checkbox"/> 精神(級) <input type="checkbox"/> 身体(級) <input type="checkbox"/> 療育( ) <input type="checkbox"/> 精神(級)		
介護・看護	介護等が必要な方	氏名( ) 児童との続柄( ) 氏名( ) 児童との続柄( )		
	介護の状況	<input type="checkbox"/> 入院介護(1日 時間/週 日) <input type="checkbox"/> 入院介護(1日 時間/週 日) <input type="checkbox"/> 在宅介護(デイサービス等利用 有・無) <input type="checkbox"/> 在宅介護(デイサービス等利用 有・無)		
求職	就労(起業)予定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
就学	学校名	<b>いずれかにチェックをしてください。</b>		
	就学期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
⑤ 申請児童の状況について				
・アレルギーはありますか。 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(アレルゲン:卵、小麦) ・身体障害者手帳を持っていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい(身体 級,精神 級)(障がい名: ) ・療育手帳を持っていますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい(判定区分:B1 ) ・心身の発達等のことで相談機関等にかかっていますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> はい はいに <input checked="" type="checkbox"/> をされた方...かかっている相談機関等 <input type="checkbox"/> 児童発達支援センターどれみ <input type="checkbox"/> 名張市立病院小児発達支援外来 <input checked="" type="checkbox"/> 名張市子ども発達支援センター <b>こあらっこ教室</b> さぎさん教室 <input type="checkbox"/> 医療機関名( ) <input type="checkbox"/> その他( )				
※以下、市記載欄のため記入不要です				
教育・保育給付認定区分		認定期間	点数	
<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		自 令和 年 月 日	基準点 調整点	
保育必要量区分		<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短		至 <input type="checkbox"/> 小学校入学まで	父	
		<input type="checkbox"/> 3歳の誕生日の前々日まで	母	
			合計	
《備考・経過記録》				
【育児休業給付金写し(R 年 月 日提出)・未提出】				
本人確認 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/>	マイナンバー確認		確認者	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 教育・保育施設 <input type="checkbox"/> 郵送	
本人確認不備 <input type="checkbox"/>	マイナンバー不備(父・母・子)・未出生		確認書不備 <input type="checkbox"/>	

## 10 申込書記入上の注意



保育利用申込書兼家庭状況確認書・教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し、記入してください。家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、児童1人につき1枚の申請用紙が必要になります。

※ボールペンなど消えないインクで記入してください。鉛筆又は消せるインクで記入された場合は受理できません。

### ■ 表面

- 1 申請書に記載の同意内容を確認の上、記入をお願いします。
- 2 「現住所」欄は、現在の住所と郵便番号を記入してください。現在名張市に住民登録がない方も現住所を記入のうえ、「市内転入後の住所」欄に転入先の住所を記入し、転入後に必ず連絡をしてください。転入までは仮認定・仮決定となります。2026（令和8）年3月31日時点で転入が確認できない場合は、入所取消しとなりますので予めご了承ください。
- 3 「連絡先」欄には、優先連絡順にご記入のうえ、電話番号を記入してください。
- 4 「申請児童」欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。また、2026（令和8）年4月1日時点の年齢を記入してください。
- 5 「特別児童扶養手当受給の有無」欄は、申請児童が特別児童扶養手当（身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度）受給の有無を○で囲んでください。
- 6 ①「利用を希望する施設名、期間」欄は、希望する順位に従い施設名を記入してください。また、「希望外の施設の利用について」欄に、希望外施設での利用調整を希望しない場合はを入れてください。
- 7 「教育・保育の利用を希望する期間」欄は、小学校就学に達するまでの期間のうち、教育・保育施設の利用を希望する期間を記入してください。  
年度当初から教育・保育施設の利用を希望する場合は2026（令和8）年4月1日からと記入してください。育休明け入所希望の場合は3～4ページを参照の上、1日または15日のいずれかを記入してください。
- 8 「復職日」欄は、父母が育休取得時のみ記入してください。該当者は、父母の復職日を記入してください。
- 9 ②「世帯の状況」欄は、該当するところにチェックをしてください。在宅障害児（者）のいる世帯で保育料の階層区分がD3以下の場合は、保育料・副食費が減免となる場合がありますので、入所後に減免申請をしてください。
- 10 「申請児童を除く世帯員」欄は、利用開始時点での申請児童以外の同居者を全員記入してください。同居には同一敷地内に居住する方も含みます。単身赴任や修学等で別居をしていますが、生計が同一の方は記入してください。また、離婚前提等の別居の場合も記入してください。
- 11 「住所地市町村（予定含む）」欄は令和7年1月1日時点と、令和8年1月1日時点の住所地にチェックしてください。

### ■ 裏面

- 12 ③「保育を必要とする事由等」欄は、父母それぞれの保育を必要とする事由にチェック及び記入をしてください。
- 13 「希望する利用時間等」の「利用区分」欄は、該当するものにチェックし、「利用時間」欄に希望する保育の利用時間を記入してください。保育標準時間には、原則、休憩時間と通勤時間を含んだ就労等の時間（残業は含まない）が1か月120時間以上の方（フルタイム就労等）が該当します。保育短時間には、原則、休憩時間と通勤時間を含んだ就労等の時間が1か月120時間未満の方（パートタイム就労等）が該当します。8ページのフローチャートにてご確認ください。
- 14 ④「父母の状況について」の「就労」の事由の方は、「就労開始・終了時間」欄は、契約上の就労時間（残業は含まない）を記入してください。育児短時間勤務を取得されている方は、取得前の通常の就労時間を記入し、「育児短時間勤務」欄には短時間勤務時間を記入してください（育児短時間勤務を取得されていない方は記入の必要はありません）。「第1希望の保育施設から通勤時間」欄は、第1希望の保育施設から勤務先までの片道の所要時間を記入してください。また、「勤務先住所」についてもご記入ください。
- 15 「疾病」、「障がい」、「介護・看護」、「求職」、「就学」の事由の方は、それぞれ該当するところにチェック及び記入してください。

各種様式記入例は、ホームページにてご確認ください。



# 名張市公式 LINE



便利な機能がたくさん！

- ✓ 健康・医療、お出かけ情報など自分が知りたい情報が届く！
- ✓ ごみの収集日の通知が来る！
- ✓ 災害情報をすぐに確認！

LINEの「友だち追加」  
から登録！

QRコード



ID検索  
「@nabaricity」



『受信設定』から、健康・医療、お出かけ情報（観光）など、知りたい情報の設定をしてね！

こちらも登録お願いします！

市公式  
SNS

